

選 択 約 款

家庭用コージェネレーションシステム契約

<エコ料金>

南百合が丘住宅地

2025年4月17日実施

名張近鉄ガス株式会社

ガス小売事業者登録番号 E0102

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 料 金	2
5. 設置確認及び解約等	2
6. その他	2
附 則	3
1. 本選択約款の実施期日	
2. 「三重県LP ガス料金高騰対策支援金事業」に係る特別措置	
(別 表)	
1. 適用区分	4
2. 料金表 1	4
3. 料金表 2	4

1. 用語の定義

本選択約款において使用する用語は、次のとおりといたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステム」… ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する主に家庭用の熱電供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」… 居住の目的にのみ建てられた住宅で、店舗・事務所・作業場など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「その他期」… 4月検針分から11月検針分までをいいます。
- (4) 「冬期」… 12月検針分から3月検針分までをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「単位料金の調整」… 当社は別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。
- (7) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「簡易ガス小売供給約款」… 該当する供給地点群の簡易ガス小売供給約款をいいます。

2. 適用条件

本選択約款の適用条件は、次のとおりといたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1使用場所に設置するガスメーターの能力（簡易ガス小売供給約款及び他の選択約款による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は簡易ガス小売供給約款22（4）ただし書きの規定により早収料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の需要で使用し、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が700W以上5kW以下であること。

3. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社がお客さまの申込を承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、変更後の契約適用開始日は原則として、毎月15日までに契約成立となった分については当月定例検針日の翌日とし、毎月15日を超えて契約成立となった分については翌月定例検針日の翌日といたします。ただし、開栓と同時に申込みをいただいた場合は、ガスの使用を開始した日（開栓日）より適用開始できるものといたします。
- (3) 契約の期間は、本契約の適用開始日から本契約を解約その他の事由により終了した日までとします。
- (4) 本契約の解約又は簡易ガス小売供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同

一使用場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

(5) 2の規定に定める適用条件を満たしており、次の期間内である場合、他の契約種別(簡易ガス小売供給約款に定める契約を除きます。)への変更の申し込みは、原則として承諾いたしません。

①新たにガスの使用を開始した場合は、本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで

②契約種別(簡易ガス小売供給約款に定める契約を除きます。)を変更した場合は、契約種別の変更の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで

4. 料 金

当社は、その他期については、別表の料金表1を適用して早収料金又は遅収料金を算定し、冬期については、別表の料金表2を適用して早収料金又は遅収料金を算定いたします。

5. 設置確認及び解約等

(1) 当社は、申込みを頂いた時点、あるいは契約後に、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させて頂くことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾して頂きます。万一、立ち入りを承諾して頂けない場合、この選択約款の申込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降簡易ガス小売供給約款を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外す等、2の規定に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直ちにその旨を当社へ連絡して頂きます。なお適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款を解約いたします。

6. その他

その他の事項については、簡易ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2025年4月17日から実施いたします。

2. 「三重県LPガス料金高騰対策支援金事業」に係る特別措置

(1) 「三重県LPガス料金高騰対策支援金事業（以下、「支援金事業」といいます。）」の支援金交付要領に基づき、定められた期間において、簡易ガス小売供給約款の「22. 料金の算定及び申し受け」「23. 単位料金の調整」「24. 料金の精算等」によって算定、清算された料金から、定められた支援額を上限として値引くものとします。

(2) (1) は支援金事業が終了されるとともに、本附則の効力を失うものとします。

(別 表)

1. 適用区分

(1) 料金表 1 (その他期)

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 8 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 8 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 2 (冬期)

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 8 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 8 立方メートルを超え、25 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 25 立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表 1 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 料金表 A

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,102.20 円
---------------------	------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	506.69 円
-------------	----------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに簡易ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表 B

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3,144.90 円
---------------------	------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	251.48 円
-------------	----------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに簡易ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 2 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 料金表 A

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,102.20 円
---------------------	------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	506.69 円
-------------	----------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに簡易ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,415.48円
------------------	-----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	467.53円
------------	---------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに簡易ガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6,848.60円
------------------	-----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	250.21円
------------	---------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに簡易ガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。